

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 2 月 13 日

湯河原町長

冨田 孝宏

湯河原町条例第 9 号

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例（昭和33年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務文教・福祉常任委員会の項中「庶務課、税務課、徴収対策室」を「総務課、税務収納課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。